

表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、本協会の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

(対象者)

第3条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員及び名誉役員
- (2) 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会並びにその役員
- (3) 各種連盟の役員
- (4) 加盟チーム及びその役員
- (5) 選手
- (6) 指導者
- (7) 審判員及び審判指導者（以下「審判員等」という。）
- (6) その他本協会の運営に多大な貢献をした者

(表彰事由)

第4条 本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員等として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

(表彰者の決定)

第6条 表彰者の決定は、理事会において行う。

ただし、別表に定める者については、殿堂・表彰委員会がその内容を確認した上で決定し、理事会に報告するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

(改正)

第8条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第9条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

[改正]

2023年2月9日

2025年11月20日

別表

- ①サッカー1級・サッカー女子1級・フットサル1級審判員勇退者で審判委員会から推薦があった者
- ②サッカー・フットサル1級審判インストラクター勇退者で審判委員会から推薦があった者

- ③ 2012年度第8回理事会にて承認された表彰に関する内規（『審判員および審判指導者の表彰について』）に定める表彰者で審判委員会から推薦があった者
- ④ 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会長・副会長・専務理事退任者で当該サッカー協会から推薦があった者
- ⑤ 地域サッカー協会の理事を20年以上務めた退任者で当該サッカー協会から推薦があった者
- ⑥ 一般財団法人日本サッカー後援会（以下「後援会」という。）の40年継続会員及び30年継続会員で後援会から推薦があった者